

本書の使い方

◆本書の目的

社会保険労務士試験に出題される8つの法律を中心に、労働・社会保険に関する法令を体系的に編集し、受験に即応した六法としました。

◆収録法令

収録した法令は、93件で、内容現在を平成28年10月1日としました。

なお、平成29年4月1日までに施行される法改正については織り込んでいます。そのため、一部関連する法令等に一致しない部分が生じていますが、それらの改正については追補によって対応いたします。

◆編集方針

- ・法令体系 労働に関する法令を第1～6章に、社会保険に関する法令を第7～10章に登載し、全10章編成としました。
- ・法令の抄録 社会保険労務士試験において重要となる条文のみを厳選し、全法令抄録登載としました。
- ・条文別目次 膨大な条文を検索しやすくするため、章頭に法律・政令・規則の各条文別目次を登載しました（第6章と第10章は除く）。
- ・出題例の登載 条文末に、過去に出題された択一問題の中から、代表的な選択肢を掲載し、社会保険労務士試験問題のパターン把握と、条文理解の便宜を図りました。
- ・準拠する原典 収録した法令の内容は、官報、法令全書を原典とし、編集校正にあたっては特に厳正を期しました。

① 法令情報

各法令のタイトルの右下部に公布年月日と法令番号を、その後に最近改正を掲載しました。

② 条文見出し

一部の条文については、内容を簡潔に示す見出しを付けました。() のものは法令自体に付いていたもの、[] のものは編集者が付けたもの又は法令に付いている見出しを分かりやすくするために編集者が変更したものです。

③ ゴシック体語句

択一式問題で重要とされる論点及び選択式問題で問われる可能性の高い重要語句について、ゴシック体で示しました。

④ 本則・附則の区分

法令の本則と附則とを区別しやすくするため、附則は上方を●——で区切りました。

⑤ 関連条文

法律中に「政令で定める～」などとあり、政令や規則で詳細が述べられている条文や、関連する附則・政令・規則がある条文には、その関連条文番号と掲載ページを記載しました。

⑥ 出題例

過去10年間の本試験で出題された択一問題から、代表的な選択肢を厳選し、条文ごとに掲載しました。

《 》の中に出题年度を、() の中に根拠通達・判例等を記載しています。

重要語句に下線を付し、出題例のどの部分が試験で問われるポイントかが一目で分かります。

なお、社会保険労務士試験対策として暗記できるよう、すべて正しい選択肢のかたちで掲載しています。

雇用保険法

(昭和49年12月28日
法律第116号)

最近改正 平成28.6.法63

注 以下の改正は、施行までに期間がありますので、改正を加えてありません。
・平成28.3.31法律第17号第2条(平成32.4.1から施行)

第1章 総則

第1条 (目的)

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条 (管掌)

- 1 雇用保険は、政府が管掌する。
- 2 雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

⇒雇用令1条 (p.268)、雇期則1条 (p.270)

第3条 (雇用保険事業)

雇用保険は、第1条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。

第4条 (定義)

- 1 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第6条各号に掲げる者以外のものをいう。
- 2 この法律において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。
- 3 この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態

にあることをいう。

- 4 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対価として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のものでも支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。)をいう。
- 5 賃金のうち通貨以外のものでも支払われるものの評価に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

⇒雇期則2条 (p.271)

田園図

<平成19・25年>
同時に2以上の雇用関係について被保険者となることはない。(行政手引[20352])
<平成21・25年>
日本国に在住する外国人が、期間の定めのない雇用として、適用事業に選に30時間雇用されている場合には、外国公務員又は外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除き、**田園(無田園を含む)**のいかにんを問わず被保険者となる。(行政手引[20352])
<平成24年>
適用事業に雇用された者であつて、雇用保険法第6条のいわゆる適用除外に該当しない者は、**雇用関係に入った最初の日から被保険者となる。**(行政手引[20651])

第2章 適用事業等

第5条 (適用事業)

- 1 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。
 - 2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)の定めるところによる。
- ⇒雇用法附則2条 (p.263)

田園図 <平成22年>

国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業であっても、労働者が雇用される事業は適用事業となる。

第6条 (適用除外)

次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

- 1 前条第1項の規定により適用する。
- 2 一部施行日前に改正前の雇用保険法第60条の2第1項の規定により教育訓練給付金の支給を受けた者(雇用保険法第60条の3第3項の規定により教育訓練給付金の支給があったものとみなされた者を除く。)であつて、一部施行日以後に初めて新教育訓練を開始したものの(改正後の雇用保険法第60条の2第1項の規定により新教育訓練以外の同項に規定する教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けた者を除く。)については、雇用保険法附則第11条に規定する者とみなして、改正後の雇用保険法附則第11条の2の規定を適用する。

● 附則(平成28.3.31法律17号)

第2条 (介護休業給付金に関する経過措置)

- 1 第1条の規定による改正後の雇用保険法(以下の項及び次項において「第1次改正後雇用保険法」という。)第61条の6第4項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に第1次改正後雇用保険法第61条の6第1項に規定する休業を開始した者(第3項の規定により第2条の規定による改正後の雇

266

の6
第
間、同
の67」

第13条

1 国
定に
これ
よる
を負
を

2 国
度
に
お
い
び
第
3
6
6
条
「
前
項」

第14条

1 国
に
規
定
に
第
1
4
条
の
一
部
に
充
て
る
た
め
、
前
条
第
1
項
に
規
定
す
る
額
の
ほ
か
、
3,500
億
円
を
負
担
す
る。

2 平成21年度における前条第3項の規定の適用については、同項中「附則第13条第1項」とあるは、「附則第13条第1項及び第14条第1項」とする。

第15条

雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

● 附則(平成26.3.31法律13)

第1条 (施行期日)

この法律は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4条、第5条第1項及び第10条の改正規定並びに附則第10条の規定 公布の日
- (2) 第60条の2及び第76条第1項の改正規定並びに附則第11条の次に1条を加える改正規定並びに附則第3条及び第4条の規定 平成26年10月1日

雇用法

雇用法

①

②

③

④

⑤

⑥